暗号資産交換業の廃止の公告

　当社は、令和●年●月●日をもって、暗号資産交換業を廃止することといたしました。

　令和●年●月●日時点で当社が管理するお客様の金銭及びビットコインにつきましては、令和●年●月●日以降に、以下のとおり、返還手続を行います。

一　お客様の金銭は、当社に登録されているお客様の金融機関の口座に振り込みます。

二　お客様のビットコインは、当社が適当と判断する時期及び方法により、日本円に換金したうえで、当社に登録されているお客様の金融機関の口座に振り込みます。

三　お客様が金融機関の口座を当社に登録していない場合その他前記一及び二の方法によることが困難な場合には、前記一の金銭及び前記二の売却代金は、当社に登録済の住所に対して現金書留で郵送する方法、供託その他当社が適当と認める方法により、返還いたします。

　以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告いたします。

　令和●●●年●月●日

　　東京都港区虎ノ門●丁目●番●号

　　　　　　　　　　　●●●●●●株式会社

　　　　　　　　　　代表取締役　●●　●●

※返還する手続きが必要な債務・財産が有る場合の掲載例

青字はお客様の情報をご記載ください

茶字は公告掲載日になります

暗号資産交換業の廃止の公告

　当社は、令和●年●月●日をもって、暗号資産交換業を廃止することといたしました。

　資金決済に関する法律第六十三条の二十第五項に規定する暗号資産交換業として行う暗号資産の交換等に関し負担する債務の履行の完了及び当該暗号資産交換業に関し管理する利用者の財産の返還又は利用者への移転の方法につきましては、債務の履行の完了が必要な暗号資産の交換等及び利用者への返還又は移転が必要となる財産はございません。

　以上、資金決済に関する法律第六十三条第三項の規定により公告します。

　令和●●●年●月●日

　　東京都港区虎ノ門●丁目●番●号

　　　　　　　　　　　●●●●●●株式会社

　　　　　　　　　　代表取締役　●●　●●

※返還する手続きが必要な債務・財産が無い場合の掲載例

青字はお客様の情報をご記載ください

茶字は公告掲載日になります